

第3 裁判員になることが特にむずかしい特定の月がある場合

〔2か月を上限に、辞退を希望する月を記入し、その理由の番号に○をつけてください。
あわせて、具体的な事情を記入してください。〔調査票(④頁)の記入のしかた(うら)参照〕〕

〈その1〉

〔辞退を希望する月〕

〔理由〕

〔具体的な事情〕

月

↑
ひと月のみ記入
してください。

- 1 仕事上の事情
- 2 重要な用事・予定
- 3 出産予定
- 4 重い病気又はケガ
- 5 介護等
- 6 育児

〈その2〉

〔辞退を希望する月〕

〔理由〕

〔具体的な事情〕

月

↑
ひと月のみ記入
してください。

- 1 仕事上の事情
- 2 重要な用事・予定
- 3 出産予定
- 4 重い病気又はケガ
- 5 介護等
- 6 育児

第4 氏名・住所の変更があった場合は、変更後の氏名・住所を記入してください

〔変更後の氏名〕

姓 名

〔変更後の住所〕 〒 -

都道
府県

区市
郡

これで終わりです
きりとり線で切り離して返送してください

(調査票は、③頁、④頁にあります)

平成22年11月12日

〒 -
 県 市 丁目 番 号

様

地方裁判所

裁判員候補者名簿への記載のお知らせ

このたび、あなたは、抽選の結果に基づいて、当裁判所の裁判員候補者名簿(有効期間平成23年1月1日から同年12月31日まで)に記載されましたので、お知らせいたします。

現段階では、名簿に記載されただけであり、裁判所にお越しいただく必要はありません。

今後、この名簿をもとに、実際の事件ごとに裁判員候補者を選んだ上で、当裁判所においてその候補者の中から裁判員を選ぶ手続を行います。あなたが具体的な事件の裁判員候補者として選ばれて、裁判員を選ぶ手続のため、当裁判所にお越しいただく必要が生じた場合には、別途、事前にお知らせいたします。

お問い合わせは 裁判員候補者専用コールセンター へ

開設期間 平成22年11月13日(土)～平成22年12月11日(土)

受付時間 午前8時30分～午後6時30分(日曜日・祝日は休業)

電 話 0120-181-337(無料)

※ 携帯電話・PHSからも無料で通話ができます。

※ 一部のIP電話からは、ご利用いただけません。

お手数ですが、03-4334-9293をご利用ください
(その際、通常の固定電話への通話料がかかります。)

地方裁判所 刑事訟廷事務室裁判員係

住所 市 区 番 号

電話 - -

FAX - -

調査票について (必ずお読みください)

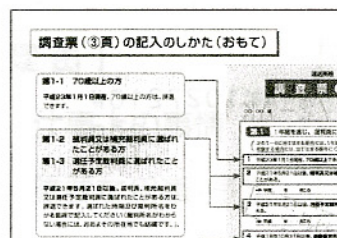
調査票は
こちらです

の
きり
とり
線

の
きり
とり
線

の
きり
とり
線

- この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握するためのものです。ご回答の内容により、明らかに辞退が認められる場合等に裁判所にお越しいただくことのないようにします。



- 同封の「調査票の記入のしかた」

を参考に

ペン又はボールペンで必要事項を記入してください。
きりとり線で切り離し、同封の返送用封筒に入れて返送してください。

平成22年11月30日(火)【必着】

現時点において、いずれの項目にも当てはまらない方は、返送は不要です。

- 辞退を希望する理由などの裏付けとなる資料を提出される場合には、
必ず資料の余白に同封のバーコードシール  を貼ってください。
提出された資料は返却できません。原本が必要な場合は写し(コピー)を提出してください。
- 調査票の回答に当たり、ご不明の点などがありましたら、①頁に記載のある裁判員候補者専用コールセンターまでお問い合わせください。
- 調査票の第1、第2に当てはまると回答された方については、裁判所にお越しいただくことのないよう十分配慮いたします。
調査票の第3の回答については、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた場合に、担当裁判官が判断します。
なお、調査票の回答に対する判断の結果について、裁判所からあらためてご連絡を差し上げることはありません。あらかじめご了承ください。
- 調査票や提出された資料に記載された個人情報、適切に管理し、裁判員裁判に関する事務以外で利用することはありません。

返送期限 平成22年11月30日(火)【必着】

調査票 秘

調査票や提出された資料は、裁判員裁判に関する事務以外では利用しません。

様

地方裁判所

第1 1年間を通じ、裁判員になることを辞退できる場合

〔次の1～6に当てはまる場合には、1年間を通じて辞退をすることができます。辞退を希望する場合には、当てはまる番号に○をつけ、必要な事項を記入してください。〕

1 平成23年1月1日現在、70歳以上である。

質問は終了です。
年齢を証明する
資料は不要です。

2 平成21年5月21日以後、裁判員又は補充裁判員に選ばれたことがある。

→ 平成 年 月 ころ 地方裁判所 支部

3 平成21年5月21日以後、選任予定裁判員に選ばれたことがある。

→ 平成 年 月 ころ 地方裁判所 支部

資料は不要です。

4 平成18年10月31日以後、検察審査員又は補充員に選ばれたことがある。

→ 平成 年 月 ころ 検察審査会

5 平成23年の1年間を通じ、学校の学生又は生徒である。

学生証の写し等
の資料が必要です。

6 平成23年の1年間を通じ、ご自身の重い病気又はケガにより裁判に参加することがむずかしい。

→ (病名、現在の症状等を記入してください。)

診断書の写し等
の資料は、すで
にお手元にある
など、容易に準備
できる場合には
提出してください。

第2 裁判員になることができない職業

〔同封の「調査票(③頁)の記入のしかた(おもて)」記載のア～ツの職業のいずれかに当てはまる場合には、裁判員になることができません。当てはまるものがある場合には、次の「1」に○をつけてください。〕

1 該当する。

身分証明書の写し等
の資料が必要です。

うらに続きます